

# 原告団ニュース

2023年1月10日 第11号  
女川原発再稼働差止訴訟原告団  
電話：090-7932-4291(日野)  
Fax：050-7554-1968  
saikadouno@gmail.com

《弁護団報告》 女川原発差止訴訟弁護団  
弁護士 松浦健太郎  
2022年11月28日 結審

## 2023年5月24日 判決

### 1 第5回口頭弁論期日の報告

去る2022年11月28日(月)11時から、仙台地方裁判所において、第5回口頭弁論期日が開催されました。この期日においては、期日前に裁判所から提示されていた争点整理メモについて、原告と被告に、裁判所が考える争点の設定につき争いがないことが確認されました。

すなわち、まず、①女川原発の稼働差止めについて、避難計画に実効性が欠けていることが独立の差止め事由になるか、避難計画の実効性が欠けていることをもって、直ちに差し止めを求められるか、原発事故の具体的危険性の存在が必要かが争点となり、次に、②原告が主張した避難計画の実効性が欠けるとする事実の有無、これにより原告らの人格権の具体的危険性が認められるかが争点となるといえるものです。次に、原伸雄原告団長から、意見陳述がなされました。原伸雄原告団長は、意見陳述書によって、本訴訟の審理を通じて、検査場所が機能しないこと、バスでの避難ができないことが明らかとなったことを指摘した上で、本訴訟において被告が検査場所の問題点に反論さえしなかったこと等から、危険な原発を扱う事業者としての責任感の欠如を感じざるを得ず、大変遺憾であること等を述べまし

### 2 報告集会

た。裁判所から、判決言渡し期日が、令和5年5月24日(水)11時に指定されました。

(1) 原伸雄原告団長から、本日の意見陳述で述べたこと等が報告されました。  
(2) 松浦から、原告団結成から本日までの経緯を報告しました。原告団は、ひまわりネットの活動を引継ぎ、避難計画の実効性について、情報公開請求をひまわりネットの活動から合計



すると92件も行い、その他、各自治体への質問や、合同公開説明会の開催要請等の活動を行い、多くの成果物を得て、それが本訴訟の証拠として活用されました。

(3) 小野寺弁護士からは、最終的に、検査場所が機能しないこと、一次集合場所バスを待っていていいのか、来たバスに乗っていないのかという2点に集約された理由と背景について説明がありました。

(4) 甫守弁護士から、本訴訟の全国的意義として、避難計画の実効性を論点とした訴訟はあるが、この論点に特化した訴訟は全国的にみても初めてであり、勝訴すれば、全国のリーダーインゲケースになること、原発の危険性という市民が分りにくい論点ではなく、避難計画というより身近な論点で市民が主体的に参加しやすい訴訟が広がっていくであろうという話がありました。

(5) 最後に脱原発県議の会岸田清美県議、みやぎアクション多々良さん、原発住民運動連絡センター中嶋廉さんから、連帯のご挨拶を頂きました。

### 3 判決に向けて

上記の甫守弁護士の報告にあるように、本訴訟で勝訴すれば、避難計画というより身近な論点で市民が主体的に参加しやすい訴訟が広がっていく、全国



の原発再稼働に与える影響は甚大なものとなるでしょう。勝訴した場合に、このような動きを全国的に広げていくためにも、みなさまには、本訴訟の判決に注目いただくとともに、広く告知していただければと思います。

◇判決期日  
2023年5月24日(水)

### 12.3 女川原発運転差止訴訟報告・講演会

# =逃げられない避難計画! =



10年間の情報公開請求等で「避難計画の破綻」を立証!

女川原発再稼働差止訴訟原告団は、差止訴訟の審理を終えて、同訴訟の報告を兼ねて、12月3日、石巻市で上岡直見さんを招いて講演会を開催しました。リモートを含めて90名が参加しました。

原伸雄原告団長は、「石巻地域の様々な潮流が一つとなり原告団を結成し、闘ってきた。半年後の判決まで世論を高め、岸田政権の原発回帰に楔を刺す判決を勝ち取っていきたい。」とさらなる支援を訴えました。

小野寺信一弁護士から「裁判解説と今後」と題した報告があり、「避難計画の不備に絞ったもので、短期決戦が可能であるこ

と、住民の調査と常識で不備を判断できること、情報公開請求や公開質問書で不備を暴ける」として、約10年間で90回を超える情報公開請求の蓄積で避難計画の不備を暴き「訴訟の証拠」としてきたこと、避難者の被ばくを検査する「検査場所が開設できないこと」と

## 「逃げられない避難計画」

環境経済研究所代表で、「新潟県原子力災害時の避難方法に関する検証委員会」の委員でもある上岡直見さんによる「逃げられない避難計画」と題した講演では、原発事故のほとんどが「核反応とは関係ないところ」で起きていること、

原子力防災の基本は「**起きるものとして防災計画を行うこと**」等というお話がありました。

現在の規制基準は「世界一厳しい」のではなく、規制委員会は「安全」すら担保しておらず「集団的無責任体制」であること、何が達成されたら「実効性がある」とするのかという基準もなく審査する機関もない等、杜撰な体制であること等を指摘し、原子力防災会議では「具体的に合理的なも

「一時集合場所へのバス確保と配備ができないこと」に焦点を絞り、避難計画が破綻していることを突きつけてきたことが報告されました。

## 上岡直見さんが講演

「環境経済研究所代表で、新潟県原子力災害時の避難方法に関する検証委員会」の委員でもある上岡直見さんによる「逃げられない避難計画」と題した講演では、原発事故のほとんどが「核反応とは関係ないところ」で起きていること、

子力防災の枠組みの様々な欠陥を例示し、避難計画が屋内退避のように「出来るだけ住民を逃がさない」方針に転換していることを指摘しました。

「もともと無理なものに対して、現状以上に計画の実効性の向上は期待できない」と避難計画の現状をわかりやすく解説して頂きました。

書と補充意見書を執筆して頂きました。

政府、電力事業者のウクライナ危機と電力不足、脱炭素社会の大宣伝と再稼働の環境づくりに抗い、再稼働を許さない声を上げていきますよう!

## 2022年10月28日、避難訓練

# 住民の安全な避難とは全く無関係

2022年10月28日に実施された避難訓練では、幾重にも避難計画に実効性のないことが示されました。

今回の訓練は、私たちが裁判の当初から主張立証し、知事も実証した「検査場所」の問題を、これも私たちが主張してきた「無用の受付ステーションの廃止」にすり替えただけで、避難住民の安全な避難とは全く無関係でした。

(原告団長 原伸雄)